ウ　洪水期用常用洪水吐設備
　主ゲート製作・据付：Ｎ＝１門、予備ゲート製作・据付：Ｎ＝１門、放流管製作・据付：Ｎ＝１条
エ　非洪水期用常用洪水吐設備
　主ゲート製作・据付：Ｎ＝１門

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成31年３月20日まで。

⑹　使用する主要な資機材　ステンレス鋼材等：ＳＳ400　Ｗ≒142ｔ、ＳＭ400　Ｗ≒205ｔ、ＳＵＳ304　Ｗ≒347ｔ

⑺　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）に係るものを除く。

⑽　本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。

⑾　総価契約単価合意方式の適用
ア　本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。
イ　本方式の実施方式としては、
㋐　単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。㋑において同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）
㋑　包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）
があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、アの協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。
ウ　受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。
エ　その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

⑿　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出時に積算に必要な直接工事費について記載した見積書（以下「見積書」という。）の提出を求め、見積書を予定価格に反映させる工事である。

⒀　本工事は、詳細設計付き施工発注方式の試行工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする特定建設工事共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。

なお、特定建設工事共同企業体については、北海道開発局長が別に公示する申請方法に基づき、特定建設工事共同企業体の資格審査を申請すること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　北海道開発局における工事区分「機械装置」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　河川管理施設等構造令に基づくダム又は河川管理施設等の認定を受けた台形ＣＳＧダムで、平成13年度以降に完成（供用開始又は管理に移行）又は引き渡しを行った、ダム用水門設備のうち、小容量放流設備用ゲートを元請けとして製作及び据付した施工実績を有すること。ただし、製作及び据付工事は同一工事でなくてもよい（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る）。

特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、河川管理施設等構造令に基づくダム又は河川管理施設等の認定を受けた台形ＣＳＧダムで、平成13年度以降に完成（供用開始又は管理に移行）又は引き渡しを行ったダム用水門設備のうちダム用ゲートを製作又は据付した施工実績を有すること。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での実績により参加する場合、室蘭開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、同種工事の実績として妥当と判断された場合は、参加を認める。

⑸　本工事に係る施工計画が適正であること。

この施工計画の提出に当たって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事の現地での据付期間に専任で配置できること。なお、現地での据付期間は平成29年７月以降を予定する。資料に記載する配置予定技術者は、当該専任予定技術者とする。工場製作において配置する主任技術者については、以下のア及び上記⑷のうち据付を除く基準を満たすこととするが、当該専任予定技術者と同一でなくてもよいものとし、同一工場内での製作については他の工事との兼任を認める。
ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
　特定建設工事共同企業体の場合は、構成員のすべてが上記の資格を有する者を配置するものとする。
イ　上記⑷本文に掲げる工事を施工した経験（据付）を有する者であること。
　従事役職は現場代理人、主任技術者、監理技術者、担当技術者のいずれかは問わない。
　なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証（鋼構造物工事業）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　詳細設計に係わる技術者（以下「詳細設計技術者」という。）として、次の基準を満たす者を配置するものとする。
　なお、詳細設計技術者は主任技術者又は監理技術者と兼務することができる。
・技術士（建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目を「建設・鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。））の資格を有する者、又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

⑻　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。